

# 事業所用温水暖房契約のご案内

## 【適用条件】

- ① 事業所（店舗、作業所、事務所等）専用となります。  
都市ガスを使用し温水（不凍液も可）を循環させる暖房装置を設置し、事業所で暖房を使用するお客さまが対象となります。（通称名：温水床暖房、温水ルームヒーター）
- ② 専用メーターの設置が必要です。  
温水暖房用装置の専用メーターが必要です。  
専用ガスメーター設置のための配管工事はお客さまの負担となります。  
ガスメーターを2個以上設置する場合は、能力の合計で16m<sup>3</sup>/hまでとなります。



（注）併用住宅（店舗、作業所、事務所等事業目的に使用する部分と居住の目的に使用する部分が統合した住宅）の場合、事業の目的に使用する部分に設置する場合は対象となります。

## 【料 金】

- ③ 12月検針分（12月分料金）から4月検針分（4月分料金）までの期間が対象となります。  
※5月検針分（5月分料金）から11月検針分（11月分料金）までの期間で、使用量が発生しない月は、料金は発生しません。  
ただし、機器のメンテナンス等により使用量が発生した場合は、一般料金となります。

基本料金 1か月及びガスメーター1個につき 1,650.00円（税込）  
基準単位料金 1立方メートルにつき 90.47円（税込）

＜料金算出方法＞ 調整単位料金は原料費調整制度により毎月変わります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ガス} \\ \hline \text{料金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{基本} \\ \hline \text{料金} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{調整単位料金} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{基準単位料金} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{原料費調整額} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{使用量} \\ \hline \end{array}$$

## [参考]一般契約のガス料金との比較

- ・ 1か月100m<sup>3</sup>使用した場合、一般料金と比較して概ね1,200円お安くなります。
- ・ 1か月200m<sup>3</sup>使用した場合、一般料金と比較して概ね3,300円お安くなります。

（注）4月検針日翌日（5月分料金）から11月検針日（11月分料金）までの使用しない期間は、ガスメーター手前のコックを閉めたほうが安全です。操作はお客さまが行っていただくこととなります。（誤使用防止のため）

## 【契約の申込】

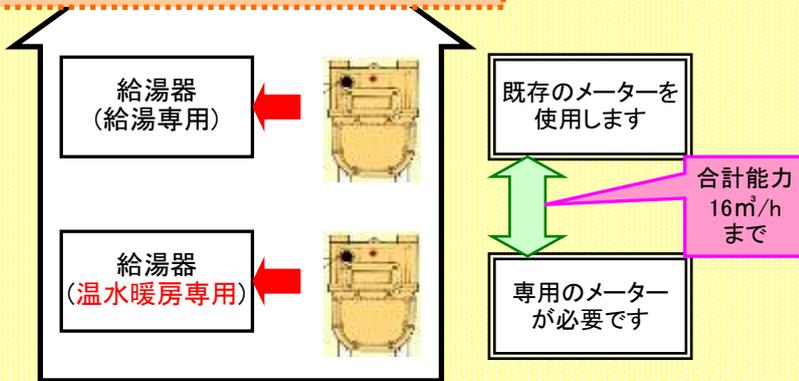
- ④ 当契約には、お客さまからの申込が必要となりますので、小千谷市ガス水道局業務課へお問い合わせください。  
既に装置を設置している方は、現地を確認し、契約に該当するか判断させていただきます。

お問い合わせ先  
小千谷市ガス水道局 業務課 電話 82-4115

ガスのある暮らし  
ウィズガス

## 事業所用温水暖房契約の適用例

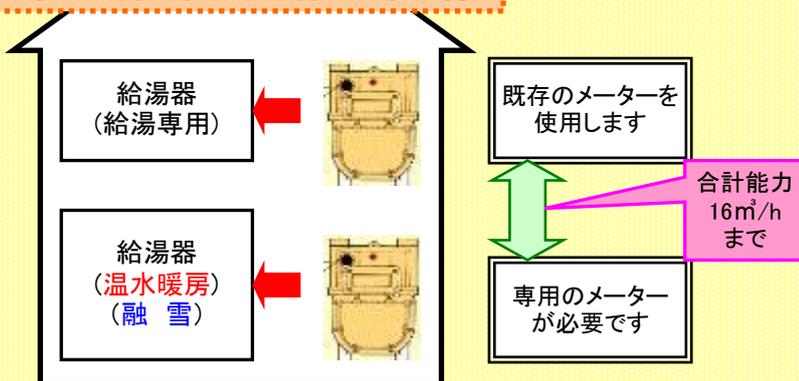
### 事業所用温水暖房契約・一般契約



【ポイント】  
温水暖房専用のメーターを設置します。

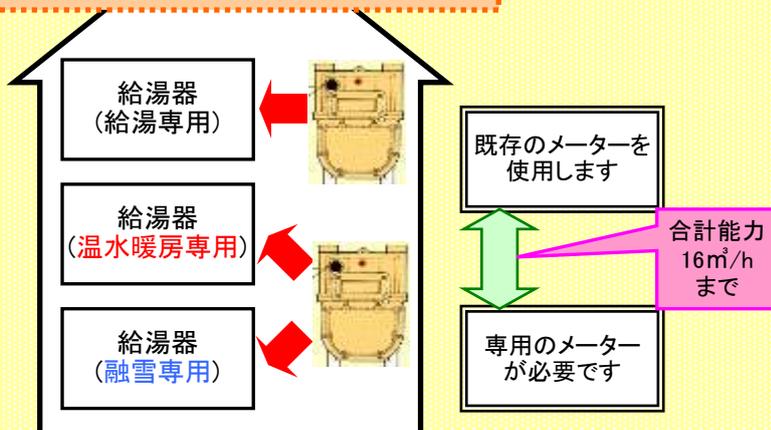
- 給湯専用は一般料金
- 温水暖房専用は温水暖房料金となります。

### 事業所用温水暖房契約・一般契約



【ポイント】  
融雪専用の使用量が算定できないため、融雪で使用した分も事業所用温水暖房契約の内容で算定します。

### 事業所用温水暖房契約・一般契約



【ポイント】  
通常は事業所用温水暖房契約となりますが、お客さまのご希望により、事業所用温水暖房と融雪を分けることができます。(その場合、融雪専用のメーターが必要です)。

事業所用温水暖房契約の適用になる例ですが、これらの例に当てはまらない場合、判断がつかねる場合は、事前にガス水道局へご相談ください。

